



# 金沢市公報

号外第32号

平成17年(2005年)9月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (市民参画課)	1
金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課)	1
金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	1
金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	2

教育委員会規則	
金沢市体育施設条例施行規則及び金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	3
公営企業管理規程	
金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	4

## 規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第89号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成17年条例第3号)の施行期日は、平成17年10月1日とする。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第90号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則(昭和32年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中	金沢公舎6号	金沢市飛梅町2番14号	27,239円	を
	金沢公舎7号	金沢市富樫1丁目1番5号	62,069円	
	金沢公舎8号	金沢市橋場町9番23号	26,148円	

金沢公舎6号	金沢市富樫1丁目1番5号	62,069円	に改める。
金沢公舎7号	金沢市並木町2番13号	26,148円	

### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第91号

金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部を改正する規則  
(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「体育館」を「体育館及び会議室」に、「8週間前の日」を「2箇月前の日の属する月の16日」に改める。

第4条第1項中「次」を「別表」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定による使用の許可の申請の受付は、体育会館を使用しようとする日(以下「体育会館の使用日」という。)の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までには抽せんにより、体育会館の使用日の2箇月前の日の属する月の16日から体育会館の使用日の3日前の日までには申請の順位により行うものとする。

第4条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

施 設 名		使 用 区 分	
		専 用 面	1 回 の 使 用 時 間
体育館		半面	3時間以内
会議室	第1会議室		3時間以内
	第2会議室		
	第3会議室		

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8週間前の日」を「2箇月前の日の属する月の16日」に改める。

第2条の2第1項中「次」を「別表」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までには抽せんにより、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の3日前の日までには申請の順位により行うものとする。

第2条の2第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条の2関係)

施 設 名		使 用 区 分	
		専 用 面	1 回 の 使 用 時 間
競技場		半面	3時間以内
多目的室			3時間以内

附 則

- この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 改正後の金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の規定は、平成17年12月1日以後の金沢市鳴和台市民体育会館又は金沢市額谷ふれあい体育館の使用について適用し、同日前のこれらの施設の使用については、なお従前の例による。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第92号

## 金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表材木分団の項中「橋場町（3番を除く。）」を「橋場町（3番を除く。） 並木町」に改める。

## 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 規 則

金沢市体育施設条例施行規則及び金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

## ●金沢市教育委員会規則第14号

金沢市体育施設条例施行規則及び金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8週間前の日」を「2箇月前の日の属する月の16日」に改める。

第2条の2第4項を次のように改める。

- 4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までにあっては抽せんにより、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の3日前の日までにあっては申請の順位により行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第2条の2関係）

体 育 施 設 名		使 用 区 分	
		専 用 面	1回の使用時間
金沢市総合体育館	第1競技場	3分の1面 半面	3時間以内
	第2競技場	半面	
	第3競技場	全面	
	第1会議室		
	第2会議室		
	第3会議室		
金沢市安原スポーツ広場	第1室内練習場	全面	3時間以内
	第2室内練習場	全面	
金沢市営西部市民体育会館（体育館の部分に限る。）、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館及び金沢市営中央市民体育館		半面	3時間以内
金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営東金沢テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート		1面	2時間以内
金沢市営専光寺ソフトボール場		1面	4時間以内

(金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市スポーツ広場条例施行規則（平成12年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「前日」の次に「(別表に定めるスポーツ広場の施設にあっては、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の前日)」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(予約システムを通じての使用の申請)

第5条の2 第3条の規定にかかわらず、申請者のうち、別表に定めるスポーツ広場の施設を同表に定める使用区分に従い使用しようとする者は、教育委員会が指定する情報通信を利用した当該スポーツ広場の施設の使用を予約するためのシステム(以下「予約システム」という。)を通じて当該スポーツ広場の施設の使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により、スポーツ広場の施設の使用の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付は、使用日の2箇月前の日の属する月の初日から当該月の7日までにあっては抽せんにより、使用日の2箇月前の日の属する月の16日から使用日の3日前の日までにあっては申請の順位により行うものとする。

5 第1項の規定による使用の承認の申請をした者が使用に先立ち使用料を納付したときは、これをもって、スポーツ広場の施設の使用の承認を受けたものとみなす。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条、第5条の2関係)

施 設 名		使 用 区 分	
		専 用 面	1 回の使用時間
金沢市内川スポーツ広場	少年野球場	1 面	4 時間以内
	レストハウス 会議室		3 時間以内
金沢市戸室スポーツ広場	少年野球場	1 面	4 時間以内

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の金沢市体育施設条例施行規則及び金沢市スポーツ広場条例施行規則の規定は、平成17年12月1日以後の体育施設又はスポーツ広場の施設の使用について適用し、同日前のこれらの施設の使用については、なお従前の例による。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年9月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第12号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「橋場町」を「橋場町 並木町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「橋場町」を「橋場町 並木町」に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

平成17年(2005年)9月30日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)9月30日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 120円		